【指定管理者制度導入施設】
指定管理者制度導入施設は、条例で定める上限額の範囲内で、市の承認のうえ利用区分や利用料金を決定します。
（令和９年度利用料金決定予定時期：令和９年１月頃）

市民体育館屋外テニスコート、駒ヶ谷テニスコート

≪条例で定める上限額（見直し前）≫

区分			料金
テニスコート	２時間	羽曳野市在住、在勤、在学者	1,040 円
		羽曳野市在住、在勤、在学者以外の者	2,080 円
照明設備	１時間		520 円

≪条例で定める上限額（見直し後）≫

区分			料金
テニスコート	２時間	羽曳野市在住、在勤、在学者	1,200 円
		羽曳野市在住、在勤、在学者以外の者	2,400 円
照明設備	１時間		520 円

※照明設備利用料金の上限額に見直しはありません